



さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも需給契約関係がない状態であった需要場所にて電気の使用を開始し、後に両社との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。

(2)両社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始予定日にも本小売電気事業者から電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまとの協議のうえ、需給開始予定日を決めますこととします。

#### 12. 需給の単位

需給の単位は一般送配電事業者の託送等供給約款の定めによります。

#### 13. 承諾の限

両社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、需要場所、お客さまによる料金支払債務およびその他の債務の支払い状況(既に消滅しているものを含む)、両社および両社の媒介または代理を業として行う者との契約の料金支払債務その他の債務を支払期限日を経過して支払されない場合を含みます。)その他やむをえない理由がある場合および両社が適当でないと判断した場合には、お客さまの需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

## 【 III 契約種別および料金】

#### 14. 電気料金プラン

- 電気料金プランに関する詳細事項は、電気料金プラン約款にて定めます。
- 電気料金プラン約款では、適用条件、供給電気方式、供給電圧および周波数、契約電力等を定めます。

## 【 IV 料金の算定および支払い】

#### 15. 料金の算定および算定期間

料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定し、その算定期間は、「1か月」とし、原則として前月の検査日から当月の検査日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間、開始日から前月の検査日の前日まで期間または直前の検計日から消滅日の前日まで期間といたします。

#### 16. 検計

検計は、お客さまごとに、原則として、各月ごとに一般送配電事業者が行います。

#### 17. 使用電力量の計量

- 使用電力量は、原則として、一般送配電事業者が設置した記録型計量器により計量いたします。
- 記録型計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、一般送配電事業者と本小売電気事業者との協議によります。

#### 18. 料金の支払義務および支払い

- お客さまの料金の支払義務は、両社が本小売電気事業者から料金算定期間の使用量を受領後、料金計算を行った日に発生いたします。
- お客さまは、料金は、支払期限日までに支払っていただきます。
- 支払期限日は、一般送配電事業者の検計を行った日の属する暦月の翌々月末といたします。ただし、支払期限日が休日の場合には、その直前の休日でない日をお支払期限日といたします。
- お客さまと両社との協議によって両社が両社他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期限日は、一括して請求する料金のうちの月で最後に支払期限日が到来の日といたします。ただし、需給契約を終了する月の料金は、この場合であっても個別に請求させていただきます。

#### 19. 料金および延滞利息の支払方法

(1)お客さまは、料金(23(延滞利息)の規定による延滞利息を含みます。以下、20(料金の口座振替)・21(料金のクレジットカード払い)および22(料金の払込み)において同一とします。)を口座振替またはクレジットカード払いのいずれの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、次の場合は、原則として払込みの方法(22(料金の払込み)に規定する方法をいいます。以下、同様とします。)によりお支払いいただきます。

- 口座振替およびクレジットカード払いによる支払い手続きが完了するまでの料金
  - 両社は、領収書および支払証明書を、発行しないものといたします。
20. 料金の口座振替
- 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、両社が指定した金融機関といたします。
  - お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、両社所定の申込書よりあらかじめ両社に申し込んでください。
  - 料金の口座振替日は、両社が指定した日といたします。
  - お客さまが、口座振替の方法により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに両社に対する支払いがなされるものといたします。
  - 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続きが完了するまでは料金を、22(料金の払込み)に規定する方法によりお支払いいただきます。

#### 21. 料金のクレジットカード払い

- お客さまは、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、両社が指定したクレジットカード会社とお客様さまとの契約にもとづき、そのクレジットカード会社に対し毎月継続して立替させる方法によりお支払いいただきます。
- お客さまは、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、両社が指定した所定の方法によりあらかじめ両社に申し出ていただきます。
- お客さまが、クレジットカード払いの方法より支払われる場合は、料金がそのクレジット会社より両社が指定した金融機関等に払い込まれたときに両社に対する支払いがなされるものといたします。
- 料金の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続きが完了するまでは料金を、22(料金の払込み)に規定する方法によりお支払いいただきます。

#### 22. 料金の払込み

- お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、払込書により、次のいずれかの方法で現金(以下はお支払いいただきます。
- 両社が指定した金融機関またはコンビニエンスストア等(以下、「金融機関等」という)における収納制度を利用した支払い
- お客さまが、料金の払込みの方法により支払られる場合は、料金の払込みを受けた金融機関等により、両社が指定した金融機関等に払込まれたとき、両社がその営業所等において支払がなされたときに、両社に対する支払いがなされたものとします。

#### 23. 延滞利息

(1)お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、両社は、支払期限日の日および支払いの日の間に期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

- 料金を口座振替により支払われる場合で、両社の都合により料金を支払期限日の翌日より後にお客さまの口座から引き落した場面
- 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税の規定により課さ

れる消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた額(以下延滞利息対象額)といたします。))に年10パーセントの割合(同年の日を含む期間についても、365日以内)の割合といたします。))を乗じて算定してはならないとします。なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われただ直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払いたします。
- 延滞利息の支払義務は、24(料金および延滞利息の支払順序)の適用にあたっては、前項の規定にもとづき、あわせて支払っていただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。
- 延滞利息の支払期限日は、(3)項の規定にもとづき、あわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じとします。

#### 24. 料金および延滞利息の支払順序

料金および延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

#### 25. 保証金

- 両社は、6(需給契約の申込み)(1)項の申込みをされるお客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始に先だって、または供給継続の条件として、予約額料金の3割分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- 支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合
- 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

- (イ)他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。))の料金を支払期限日を経過してなお支払われなかった場合
- (ロ)支払期限日を経過してもなお料金を支払われないことが予想される場合
- 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、稼働状況および同一業種の負荷率等を考慮して算定いたします。
- 両社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときから初めて2年以内の預かり期間を設定いたします。
- 両社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払わなかった場合には、保証金をお客さまの支払みに充当することがあります。この場合、両社は、あらかじめ(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- 両社は、保証金について利息を付しません。
- 両社は、保証金の預かり期間満了期でもなお需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

## 【 V 使用および需給】

#### 26. 適正契約の保持

両社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状況に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

#### 27. 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、90パーセント以上に保持していただきます。

#### 28. 需要場所への立入りによる業務の実施

両社または本小売電気事業者が需給契約の遂行上、お客さまの需要場所への立入りが必要と認められる場合、または一般送配電事業者から次の立入りを実施する旨の要請があった場合、両社、本小売電気事業者または一般送配電事業者は、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまは、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係保は、所定の証明書を提供いたします。

- 供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工(取付けおよび取外しを含みます。)、改修または検査に関する業務

#### 29. 電気の使用ともなうお客さまの協力

(1)お客さまの電気の使用が、次のいずれかに規定する原因で他のお客さまの電気の使用を妨害もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物を設置し、または故障をばさずおそれがある場合(この場合の判定は、一般送配電事業者その原因とする現象が最も難しいと認められる方法で行ないます。))には、お客さまは負担で、必要な調整装置または保護装置を設置するために施設していただくものとし、これが必要がある場合には、お客さまの負担で、一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく偏る場合
- 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- 負荷の特性によって波形的に急しいびきりを生ずる場合
- 著しい高周波または高調波を生ずる場合
- その他、イ、ロ、ハまたはニに係する場合

(2)お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものとする。

#### 30. 託送設備等の準備に対する協力

お客さまは、電気の供給の実施にもない一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

#### 31. 供給の停止

- お客さまが次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により、お客さまにあらかじめ通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあります。
- お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のたため緊急を要する場合
- 需要場所内の一一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- 一一般送配電事業者以外の者が、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備とを接続した場合
- お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から本小売電気事業者がその旨の警告を受けた場合で、本小売電気事業者から連絡を受けた両社がお客さまに対し、その原因

となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。

- お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- 電気工作物の改変等によって正不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
- 7(需給契約の要件)を欠くに至った場合
- 28(需要場所への立入りによる業務の実施)に反して、両社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否される場合など、お客さまが本約書において、一般送配電事業者の責めに於けること、一般送配電事業者に権限を付することもしくは一般送配電事業者と協力することとされている事項についてでんだ場合、または両社もしくは一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知が行わなかった場合
- 29(電気の使用ともなうお客さまの協力)によって必要となる措置を講じない場合

#### 32. 供給停止の解除

31(供給の停止)によって供給を停止したことで、お客さまがその理由となった事実を解消し、一般送配電事業者から本小売電気事業者に対する電気の供給が再開されたときには、本小売電気事業者による、電気の供給が開始されます。

#### 33. 違約金

- お客さまが、お客さまの需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用された場合、ならびに31(供給の停止)2)項(または)に該当し、そのために料金の全部または一部を支払いなかった場合には、両社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けま

- (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- 不正に使用した期間が確認できなかった場合は、6か月以内で本小売電気事業者が決定した期間といたします。

#### 34. 供給の中止

非常災害の場合、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じた場合等やむをえない場合には、一般送配電事業者により供給時間中に電気の供給が中止される場合があります。

#### 35. 損害賠償の免責

(1)34(供給の中止)によって電気の供給が中止された場合で、それが両社および本小売電気事業者の責めとならない理由によるものであるときには、両社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2)31(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合または41(解除等)によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が終了した場合には、両社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3)漏電その他の事故が生じた場合で、それが両社および本小売電気事業者の責めとならない理由によるものであるときは、両社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

#### 36. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備についてその金額をそれぞれ賠償していただきます。

- 修理可能の場合：修理費
- 亡失または修理不可能の場合：帳簿価額+取替工賃との合計額

## 【 VI 契約の変更および終了】

#### 37. 需給契約の変更

お客さまが本申込書記載の内容の変更を希望される場合は、(1)契約の申込み)に定める新たに需給契約を希望される場合の規定に準じて行うものといたします。

#### 38. 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの両社に対する電気の使用変更についてそのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによるものとできます。

#### 39. 需給契約の終了

##### (1)引越(転出)等の理由による需給契約の終了

お客さまが引越等の理由により需給契約を終了しようとする場合は、あらかじめその終了を希望する日を両社所定の方法で両社に申し込んでいただきます。両社は、お客さまの申し手による一、一般送配電事業者に対して、終了希望日(需給契約を終了するために必要な手続きを行います。需給契約は、41(解除等)および次の場合を除き、お客さまが両社に通知された契約終了希望日)を終了いたします。

イ 両社がお客さまの終了の申し出を、実際に使用を廃した日以降に受けつけた場合は、原則としてその申し出を受け付けた日(両社が定める休日である場合には、その直後の両社が定める休日以外の日)となります。))を契約終了の日とします。

ロ 両社の責めとなる理由(災害等不可抗力による)場合を除きます。))により需給契約を終了するために必要な理由がない場合は、電気需給契約は終了するための処置が可能になつた日を契約終了日とします。

##### (2)他的小売電気事業者への契約引替による終了

お客さまが両社との需給契約を終了し、新たに他小売電気事業者から電気を供給を受けられる場合には、新た小売電気事業者が対し契約申し込みをしていただきます。両社は、当該小売電気事業者を通じ電力広域の運営推進機関のシステムを経由して、お客さまからの依頼を受けた両社およびお客さまの両社との需給契約を終了するために必要な処置を行います。

この場合、需給契約は、電力広域の運営推進機関から通知される新た小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始される日を契約終了日とします。

- (1)項)とすづく需給契約の終了が、お客さまの需要場所での電気の供給を受けないことを理由とする場合、一般送配電事業者より、一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、お客さまへの電気の供給を終了させたための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまと協力していただきます。

#### 40. 需給開始後の需給契約の廃止または変更)ともなう料金および工事費の精算

お客さまが電気の使用を開始し、その後契約電力もしくは契約電力の変更または需給契約が終了する場合もしくはお客さまが契約容量もしくは契約電力を新たに設定または増加したに満たない限り、需給契約が終了する場合またはお客さまが契約電力を減少しようとする場合には、本小売電気事業者がお客さまに電気を供給するための一般送配電事業者との間(接続供給契約)にもとづいて当該一般送配電事業者から料金および工事費の精算を求められる場合には、両社は本小売電気事業者からの請求を踏まえその精算金額をお客さまのその支払いに必要な手数料をお客さまより受け取ります。ただし、非常災害等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

#### 41. 解除等

(1)両社は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、需給契約を解除することがあります。この場合、両社が損害を蒙ったときは、その損害を賠償していただきます。

- 需給契約を解除する場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。イ お支払期限日(18(料金の支払い義務および支払い)4)の規定が適用される場合は、一括して請求する料金のうちの月で最後に支払期限日が到来する日)の翌々月末(支払期限日の翌々月末が休日の場合は、その直前の休日でない日)までを経過してもなお料金または延滞利息の支払いがない場合
- 両社としての契約(すてい)で消滅しているものを含みます。))の、料金についてはイの事実があり、期日を定めお支払いを求めたにもかかわらず、期日までに支払いがいない場合
- この需給契約にもとづいてお支払いを求めた料金または延滞利息以外の債務について、支払期限日を経過してもなお支払いがない場合
- 両社の請求または代表を業として行う者との契約の料金支払債務その他の債務について、支払期限日を経過してもなお支払いがない場合
- 両社による需給契約の承諾の意思の表示後、20(料金の口座振替)2)および21(料金のクレジットカード払い)2)の申込み内容に不備があることが判明し、口座振替およびクレジットカード払いの申込み手続きを完了できない場合
- 31(供給の停止)によって、電気の供給を停止されたお客さまが両社が定める期日までにその理由となつた事実を解消できない場合
- 需給契約の条件(47(反社会的勢力等)との取引排除)を含みます。))に違反した場合
- お客さまが両社に需給契約終了の通知をしない場合であっても、すでに転居している等明らかに両社の使用を終了したと認められるときは、両社または一般送配電事業者がお客さまに対する電気の供給を終了させるための措置をとることがあります。この場合、この措置をとった日に需給契約の解除があつたものといたします。

#### 42. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中に両社とお客さまとの間(生じた料金その他の債務および債権は、需給契約の消滅によって消滅いたします。

#### 43. 両社と本小売電気事業者との契約終了に伴う契約変更

両社と本小売電気事業者との取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合(両社の責めに帰すべき事由による場合で、本小売電気事業者が自らお客さまと需給契約を締結することを希望した場合は除きます。))何の行為を要することなく、ただちに、需給契約をもつて電気の供給の主體が両社に変更となります。この場合、両社は、2(本約款の変更)の続きに従うものいたします。

## 【 VII 工事および工事費等の負担金】

#### 44. 供給設備の工事費等の負担

- お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これ以外にもないものは供給設備のお客さまに電気を供給するために必要な設備(以下、「供給設備等」という)を新たに施設する場合、もしくはお客さまの希望によって供給設備等を変更する場合において、本小売電気事業者が接続供給契約にもとづいて一般送配電事業者および工事費その他の費用(以下、「工事費等」という)の負担を求められる場合、または本小売電気事業者がこれらの設備の施設を求められる場合には、両社は、本小売電気事業者による請求を踏まえお客さまよりその工事費等または両社による施設にかかった費用(本小売電気事業者から工事費等相当額の負担を求めらるる場合)にあつては、その支払いに必要な手数料を含みます。以下(3)項において同様とします。))を申し受けま
- 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らない需給契約を終了または変更される場合は、両社は、本小売電気事業者が接続供給契約にもとづいて一般送配電事業者から請求された工事費等およびその支払いに必要な手数料相当額を、本小売電気事業者による請求を踏まえお客さまより受け取ります。
- その他お客さまの事柄により、本小売電気事業者が一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められ、または本小売電気事業者がお客さますることを求められる場合には、両社は、本小売電気事業者による請求を踏まえお客さまよりその工事費等または両社による施設にかかった費用をお受け取ります。
- 工事費負担金およびその支払いに必要な手数料についてはその都度、両社が指定した金融機関等を通じて振込みの方法により支払っていただきます。

## 【 VIII 保安】

#### 45. 保安に対するお客さまの協力

(1)次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を両社および一般送配電事業者に通知していただきます。

- お客さまが引込線、計量器等の需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- お客さまが、電気の供給設備の計量器等の電気工作物を直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事を行う場合、あらかじめ両社および一般送配電事業者に事前(通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなつた場合には、すみやかにその内容を両社および一般送配電事業者に通知していただきます。))この場合、保安とくに必要があるときは、一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更していただきます。

#### 46. 調査および調査に対するお客さまの協力等

(1)お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、法令で定めるところにより、一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託を行った経済産業大臣の登録を受けた記録調査機関(以下、「登録調査機関」という))より調査が行われます。この場合、お客さまは、一般送配電事業者または登録調査機関から必要があるとして電気の供給の記録図の提示を求められた場合には、承諾した上で電気の供給の記録図を提示していただきます。なお、お客さまは、一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を拒否することができません。

(2)お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を両社および一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

## 【 IX 反社会的勢力等との取引排除】

#### 47. 反社会的勢力等との取引排除

- 両社およびお客さまは、以下の各号について判明し、保証するものとする。
- 自己または自己の代表者、実質の代表者、実質の代表者が有する者(以下、「自己の代表者等」という)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という)でなく、過去にも反社会的勢力がなかったこと、また今後ともそのようなことはないこと。
- 反社会的勢力が自己または自己の代表者等がの経営に実質的に関与していないこと。
- 自己または自己の代表者等が、反社会的勢力を利用してないこと。



- 二 自己または自己の代表者等が、反社会的勢力に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていないこと。
- ホ 自己または自己の代表者等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ヘ 自己または自己の代表者等が、自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辭を用いていないこと。

【 X その他 】
-----------

48.託送約款における需要者に関する規定の遵守  
両社と需給契約を締結するお客さまは、託送約款における需要者に関する規定を遵守していただきます。

#### 49.個人情報等の保護

両社は、お客さまの個人情報と両社が定める「個人情報のお取り扱いについて」にもとづき適切に取り扱います。

#### 50.著作権等

- (1)両社のWebサイト等が提供する情報に関する著作権その他の知的財産権は両社に帰属します。
- (2)お客さまが、両社と需給契約を締結することにより得られる一切の情報を、両社またはこれらの情報に関して正当な権利を有する者の事前の許諾なしに、私的使用の範囲をこえる目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信する行為等をその方々のためを問わず自行行ふこと、および第三者をして行わせることは法律により、禁じられています。

#### 51.広告電子メール等の送信等

- (1)両社は、お客さまに対して需給契約に関連する取引内容の説明、利用料金等の通知その他重要なお知らせ等を行う際、広告宣伝目的で預められた電気電子メールの送信を行うことがあります。

- (2)両社は、お客さまに対し、広告宣伝を行うために、印刷物の配送等(サンプル、試品の配送その他の提供を含みます。以下本条において同じ。)を行うことまたは電話をすることがあります。

- (3)お客さまは、両社からの広告電子メールの送信または前項所定の印刷物の配送等もしくは電話をすることを希望しない場合には、両社所定の方法にて両社に通知することにより、両社からの広告電子メールの送信もしくはは広告宣伝のための印刷物の配送等または電話を拒否することができます。

#### 52.準拠法

本約款に関する準拠法としては、すべて日本国の法令を適用します。

#### 53.合意管轄

お客さまと両社との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専屬的合意管轄裁判所とする。

### 【附則】

#### 1.本約款の実施期日

本約款は、2019年10月1日から実施します。

#### 2.消費税法の改正にもな経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受け、2019年9月30日以前から需給契約が継続し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（2019年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日）が2019年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年11月28日政令第358号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則（平成26年9月30日政令第317号）第4条第2項（規定の一部に限ります。）の算定における別表2（燃料費調整の基準単価）については、別表2（燃料費調整）（2）にかかわらず、次のとおりといたします。

- (1)料金表より最低料金が適用される契約種別の場合  
基準単価は、次のとおりといたします。

基本料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円61銭3線(税込)
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	24銭1線(税込)

- (2) (1)以外の場合の基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	24銭1線(税込)
------------	-----------

#### 3.需要場所についての特別措置

##### (1)適用

特別設備（3）で定義するところによります。）が施設された区域または部分のお客さまから、この特別措置の適用の申出がある場合は、両社および一般送配電事業者との協議の結果、本条約款の他の定めによらず、託送供給等約款にもとづき、特にに需要場所を定めることがあります。

##### (2)工事費の負担

前項にもない一般送配電事業者が新たに供給地点への供給設備を施設する場合には、本約款の他の定めにかかわらず、託送供給等約款にもとづき本小売電気事業者が一般送配電事業者から請求を受け、両社が本小売電気事業者から請求を受ける工事費の全額を工事費負担金としてお客さまが負担するものとしします。

##### (3)特別設備は、以下のものをいいます。

- イ 急速充電設備等  
電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。
- ロ 認定発電設備等  
電気事業法施行規則附則第17条第1項第2項に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な負荷設備等その他これに準ずるもの。

#### 4.記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

1か月のうち記録型計量器以外の計量器で計する期間（以下「移行期間」という）における30分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における30分ごとの使用電力量として計量し、移行期間に配分して得られる値とし、移行期間の使用電力量の使用電力量区ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区ごとに計量された使用電力量をそれぞれ時間帯区分の30分ごとの使用電力量として均等に配分して得られる値とします。

### 【別表】

#### 1.再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価  
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気

の調達に関する特別措置法第12条第2項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」という）および回避可能費用単価等を定める告示により定める。

##### (2)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める賦課金の額の算定対象となる電気料金に適用いたします。

##### (3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから両社にその旨を申し出たうえにいただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申し出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用された電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、（1）にかかわらず、（1）によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合を乗じた再生可能エネルギー発電促進賦課金の額に減少した金額に等しいものといたします。ただし、当該割合を乗じてえた金額（以下「減免額」という）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

### 2.燃料費調整

#### (1)燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格：原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、通関統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定される値といたします。なお、平均燃料価格は、100円当たりとし、100円未満の端数は、10円の下位四捨五入いたします。

$$A = \alpha \times A + \beta \times B + \gamma \times C \\ A = \text{各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格} \\ B = \text{各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均化石燃料天然ガス価格} \\ C = \text{各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格}$$

$$\alpha = 0.1543 \quad \beta = 0.1322 \quad \gamma = 0.9761$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- ロ 燃料費調整率：燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合  
燃料費調整単価 = (26,000円 - 平均燃料価格) × (2)の基準価格 / 1,000

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回る場合  
燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 26,000円) × (2)の基準価格 / 1,000

ハ 燃料費調整単価の適用：各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整率適用期間とお客さまの請求期間に応じて適用いたします。

- (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整率適用期間：次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年11月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額：燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

#### (2)基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とします。

##### 従量制供給の場合

- イ 料金表により最低料金が適用される契約種別の場合  
基準単価は、次のとおりといたします。

基本料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円68銭0線(税込)
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	24銭5厘(税込)

- ロ イ以外の場合の基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	24銭5厘(税込)
------------	-----------

### 電気料金プラン約款

電気料金プラン約款（以下「本約款」という）は、鳥取ガス株式会社および鳥取ガス産業株式会社（以下「両社」という）の電気サービス約款（以下「電気需給約款」という。なお、両社が電気需給約款を変更した場合には、変更後の電気需給約款によります。）にもとづき、電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、本約款に定める基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等相当額を含みます。

#### 1.実施時期

本約款は、2019年10月1日より実施いたします。

#### 2.約款の変更

- (1)両社は、本約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。
- (2)消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、両社は、変更された税率にもとづき、本約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。

- (3)本約款を変更するときには、両社は、変更内容のみをお客さまへお知らせいたします。
- 3.電灯容量（最大需要容量6キロボルトアンペア未満）

#### (1)適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」という）が6キロボルトアンペア未満であること。
- ロ 1需要場所において複数の契約種別を契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ハ 1需要場所において複数の契約種別を契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状況、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

#### (2)最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと一般送配電事業者との協議によります。

#### 4.電灯容量（契約電力が6キロワット以上）

##### (1)適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が6キロワット以上であり、かつ、原則として50キロワット未満であること。ただし、お客さまが新たに電気の供給を希望される際は、一般送配電事業者の定めるみし契約電力が6キロワット以上であり、かつ、原則として50キロワット未満であることとします。

#### (2)契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

#### (3)契約電力

契約電力は、次によって定めます。

- イ 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- (イ)新たに電気の供給を受けている場合または高圧で電気の供給を受けているお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の前月の各月の契約電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日の前日までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。新たに電気の供給を受けている前からお客さまが同一の需要場所です社の供給設備により電気の供給を受けている場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合はみません。

(ロ)契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以後の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以後の期間の契約電力は、その期間の最大使用電力の値といたします。

(ハ)契約負荷設備を減少される場合等、1年を越えての最大使用電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以後の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および一般送配電事業者の定める主閉閉器の定格電圧にもとづいて算定された値等を基準として、お客さまと両社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以後12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日の前日までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと両社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以後の期間においては、その期間の最大使用電力の値がお客さまと両社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

- ロ 料金の算定期間における最大使用電力は、記録型計量器により計量される30分ごとの使用電力量の最大値を倍した値といたします。

#### 5.供給電方式、供給電圧および周波数

供給電方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電方式および供給電圧については、一般送配電事業者の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者が技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流三相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

#### 6.払込票等および検針結果のお知らせ発行手数料

- (1)お客さまが振込払いで料金を支払われる場合等の払込票等発行手数料は、次のとおりといたします。
- 1契約につき：330円(税込)
- (2)お客さまの希望により、両社が検針の結果等を書面でお知らせする場合の発行手数料は、次のとおりといたします。
- 1契約1通につき：165円(税込)

#### 7.日割計算

(1)両社は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合、契約種別、契約負荷設備、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合は、次により料金を算定いたします。

- イ 基本料金、最低料金は最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(4)（日割計算の基本算式）(イ)により日割計算をいたします。
- ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(4)（日割計算の基本算式）(ロ)により算定いたします。

- ニ (1)により算定した場合は、これに準じて算定いたします。
- (2)電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合、契約種別、契約負荷設備、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合は、次により料金を算定いたします。

- イ 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
- (イ)基本料金、最低料金は最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割する場合
- 1月の該当料金をB（日割計算対象日数/検針期間の日数）
- ただし、(1)により該当する場合は、（日割計算対象日数/検針期間の日数）×日割計算対象日数/暦日数としたします。
- (ロ)日割計算に応じて電力量料金を算定する場合
- A（1）または(1)の場合  
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- B（1）の場合  
料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更があった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。
- (ハ)日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合
- A（1）または(1)の場合  
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- B（1）の場合  
料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更があった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

イ 基本料金、最低料金は最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(4)（日割計算の基本算式）(イ)により日割計算をいたします。

- ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(4)（日割計算の基本算式）(ロ)により算定いたします。
- ニ (1)により算定した場合は、これに準じて算定いたします。

(2)電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合、契約種別、契約負荷設備、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合、日割計算をするときは、日割計算対象日数に開始日から終了日まで含まれ、消滅日を除きます。また、契約種別、契約負荷設備、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更の日から適用いたします。

- (3)両社は、日割計算する場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。
- (4)日割計算の基本算式

イ 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。- (イ)基本料金、最低料金は最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割する場合
- 1月の該当料金をB（日割計算対象日数/検針期間の日数）
- ただし、(1)により該当する場合は、（日割計算対象日数/検針期間の日数）×日割計算対象日数/暦日数としたします。
- (ロ)日割計算に応じて電力量料金を算定する場合
- A（1）または(1)の場合  
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- B（1）の場合  
料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更があった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。
- (ハ)日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合
- A（1）または(1)の場合  
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- B（1）の場合  
料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更があった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(4)日割計算に於ける電力量区分の日割計算をする場合の基本算式

(1)料金適用上の電力量区分を日割りする場合は次のとおりといたします。

- イ 基本算式  
最低料金適用電力量 = 15キロワット時 × (日割計算対象日数/検針期間の日数)
- なお、最低料金適用電力量とは、7(日割計算)(4)(イ)により算定された最低料金の最大値に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金で適用される電力量をいいます。

第1段階料金適用電力量 = 105キロワット時 × (日割計算対象日数/検針期間の日数)

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえる120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量 = 180キロワット時 × (日割計算対象日数/検針期間の日数)

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえる300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- ロ イによって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ハ 7（日割計算）(1)に該当する場合は、イ（日割計算対象日数/検針期間の日数）は、（日割計算対象日数/暦日数）といたします。

### 8.料金適用上の電力量区分の日割計算をする場合の基本算式

(1)料金適用上の電力量区分を日割りする場合は次のとおりといたします。

- イ 基本算式  
最低料金適用電力量 = 15キロワット時 × (日割計算対象日数/検針期間の日数)
- なお、最低料金適用電力量とは、7(日割計算)(4)(イ)により算定された最低料金の最大値に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金で適用される電力量をいいます。

第1段階料金適用電力量 = 105キロワット時 × (日割計算対象日数/検針期間の日数)

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえる120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量 = 180キロワット時 × (日割計算対象日数/検針期間の日数)

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえる300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- ロ イによって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ハ 7（日割計算）(1)に該当する場合は、イ（日割計算対象日数/検針期間の日数）は、（日割計算対象日数/暦日数）といたします。

### 9.季節区分および時間帯区分

#### (1)季節区分および時間帯区分

##### イ 季節区分は、次のとおりといたします。

(イ)夏季：毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(ロ)その他季：毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

##### ロ 時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ)デイタイム：毎日午前9時から午後9時までの時間をいいます。ただし、休日及び土曜日（以下「休日等」という）の該当する時間を除きます。

(ロ)ナイトタイム：デイタイムおよびホリデータイム以外の時間をいいます。

#### 10.契約種別

##### (1)従量電灯A

イ 適用条件  
3(電灯容量（最大需要容量6キロボルトアンペア未満）)の適用範囲に該当する需要に適用いたします。

##### ロ 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次のよう算定された金額および電気需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電気需給約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、電気需給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、電気需給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	337円37銭
電力量料金	15キロワット時をこえる120キロワット時までの1キロワット時につき	20円79銭
	120キロワット時をこえる300キロワット時までの1キロワット時につき	27円47銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円59銭
	1キロワット時につき	24円59銭

- ハ 日割計算  
両社は、7(日割計算)によって日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、8(料金適用上の電力量区分の日割計算をする場合の基本算式)によるものといたします。
- (2)エネトピアグループ電気サービス契約II(以下「電気サービスII」という)
- イ 適用条件  
3(電灯需要(最大需要容量6キロボルトアンペア未満))の適用範囲に該当する需要で、お客さまが1年を通じてこの電気サービスIIの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。
- ロ 料金  
料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

- (ロ)最低月額料金  
(イ)によって算定された電力量料金が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
- |        |           |
|--------|-----------|
| 1契約につき | 1,650円00銭 |
|--------|-----------|

- ただし、次の期間の料金は、電力量料金および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
- A 電気の供給を開始した場合の開始日から直後の検計日の前日までの期間
- B 需給契約が消滅した場合の直前の検計日から消滅日の前日までの期間
- C 契約種別を変更した場合の変更日を含む料金の算定期間
- (ハ)使用電力量の計量および算定

- (1)料金の算定期間における使用電力量は、原則として記録型計量器により計量し、次の場合を除き、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量(乗率を有する計量器の場合は、乗率倍するものといたします。)を合計した値といたします。
- A 1月のナイトタイムの使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月のデイタイムの使用電力量およびその1月のホリデータイムの使用電力量を差し引いた値といたします。

- B 料金の算定期間に7月1日が含まれる場合には、夏季のデイタイムの使用電力量は、その期間におけるデイタイムの使用電力量からその期間におけるその他季のデイタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。
- C 料金の算定期間に10月1日が含まれる場合には、その他季のデイタイムの使用電力量は、その期間におけるデイタイムの使用電力量からその期間における夏季のデイタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。
- D 電気需給約款16(検計)で一般送配電事業者が計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合、検計を行なわなかったときの使用電力量は、前回の検計の結果によるものとし、次回検計の結果の1か月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月のデイタイムの使用電力量は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値といたします。
- E 電気需給約款16(検計)で一般送配電事業者が特別な事情がある場合、検計を行なわなかったときの使用電力量は、原則として前回の検計の結果の1か月平均値によるものとし、次回検計の結果の1か月平均値によって精算いたします。その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月のデイタイムの使用電力量は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値といたします。
- (2)30分ごとの使用電力量の単位は、最小単位までといたします。
- (3)使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

- (5)エネトピアグループ電気サービス契約V(以下「電気サービスV」という)
- イ 適用条件  
3(電灯需要(最大需要容量6キロボルトアンペア未満))また4(電灯需要(契約電力量6キロワット以上))の適用範囲に該当する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、お客さまが1年を通じてこの電気サービスVの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

- (イ)夜(夜間蓄熱式機器)に定める小型機器以下「夜間蓄熱式機器」という)または(αフーズチック蓄熱式電気温水器)に定める小型機器以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」という)を使用し、かつ、夜間蓄熱式機器の総容量(入力)またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量(入力)が1キロボルトアンペア以上であること。

- (ロ)9(季節区分および時間帯区分)に定めるデイタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要(その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要を含みません。)であること。

- (ハ)お客さまが新たに電気の需給契約を希望される際は、一般送配電事業者の定めのみならず契約電力が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において複数の契約種別を契約する場合は、みなし契約電力と契約電力が50キロワット未満であること。

- ロ 料金  
料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

- (イ)基本料金  
基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。
- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| 1契約につき最初の10キロワットまで | 1,650円00銭 |
| 上記をこえる1キロワットにつき    | 407円00銭   |

- (ロ)電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。
- (1)デイタイム  
デイタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
- |            | 夏季料金   | その他季料金 |
|------------|--------|--------|
| 1キロワット時につき | 32円68銭 | 30円62銭 |

- (2)ナイトタイム  
1キロワット時につき 14円87銭 |

- (3)ホリデータイム  
1キロワット時につき 14円87銭 |

- (ハ)使用電力量の計量および算定

- (1)使用電力量は、原則として記録型計量器により計量し、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合を除き、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量(乗率を有する計量器の場合は、乗率倍するものといたします。)を合計した値といたします。
- A 1月のナイトタイムの使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月のデイタイムの使用電力量およびその1月のホリデータイムの使用電力量を差し引いた値といたします。
- B 料金の算定期間に7月1日が含まれる場合には、夏季のデイタイムの使用電力量は、その期間におけるデイタイムの使用電力量からその期間におけるその他季のデイタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。

- C 料金の算定期間に10月1日が含まれる場合には、その他季のデイタイムの使用電力量は、その期間におけるデイタイムの使用電力量からその期間における夏季のデイタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。
- D 電気需給約款16(検計)で一般送配電事業者が計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合、検計を行なわなかったときの使用電力量は、前回の検計の結果によるものとし、次回検計の結果の1か月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月のデイタイムの使用電力量は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値といたします。

- E 電気需給約款16(検計)で一般送配電事業者が特別な事情がある場合、検計を行なわなかったときの使用電力量は、原則として前回の検計の結果の1か月平均値によるものとし、次回検計の結果の1か月平均値によって精算いたします。その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月のデイタイムの使用電力量は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値といたします。
- (2)30分ごとの使用電力量の単位は、最小単位までといたします。
- (3)使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

- ハ 夜間蓄熱式機器等にかかわらず取扱い
- (イ)夜間蓄熱式機器  
(1)夜間蓄熱式機器とは、夜(夜間蓄熱式機器)に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2)夜(夜間蓄熱式機器)(イ)の主として毎日午後11時から翌日の午前8時までの間に通電する機能とは、次の場合を含みます。

- A お客さまが当該機器への主たる通電時間を毎日午後11時から翌日の午前8時までの間とするのできる装置を取り付けた場合

- B 夜間蓄熱式機器を取り付けししくは取り替えまたは取り外される場合は、両社に申出ていただきます。

- C 両社は、夜(夜間蓄熱式機器)に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、両社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
- (ロ)オフピーク蓄熱式電気温水器  
(1)オフピーク蓄熱式電気温水器とは、α(オフピーク蓄熱式電気温水器)に該当する貯湯式電気温水器および給湯暖房等とあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。
- (2)オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けししくは取り替えまたは取り外される場合は、両社に申出ていただきます。
- (3)両社は、α(オフピーク蓄熱式電気温水器)に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、両社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

- ニ その他  
電気需給約款VII(工事および工事費等の負担金)に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は、契約電力が増加したものととして、4(電灯需要(契約電力6キロワット以上))に準じて取り扱うものとなります。

- ホ 夜間蓄熱式機器  
夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。  
(イ)主として毎日午後11時から翌日の午前8時までの間に通電する機能を有すること。  
(ロ)(イ)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。  
ヘ オフピーク蓄熱式電気温水器  
オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためには給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温より湯温に沸きあげられる機能を有するものであって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

#### 11.消費税法の改正にもとともう経過措置

- 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正しないことがあります。

#### 電気料金割引キャンペーン規約

- 1.本規約の適用  
(1)鳥辺ガス株式会社及び鳥取ガス産業株式会社(以下「両社」という)「電気料金割引キャンペーン規約」(以下、「本規約」という)を定め、「電気料金割引サービス」(以下「本サービス」という)を提供します。

- (2)本規約は、「電気サービス約款」「電気料金プラン約款」(以下「各約款」という)の一部を構成するものであり、本サービスの契約者(以下「契約者」という)は各約款を承諾したものとします。
- (3)本サービスは、両社が別途定める条件を満たす契約者の電気料金から、両社が別途定める金額を割り引くサービスです。
- (4)本サービスの内容、提供条件、その詳細については、両社が別途定める本サービスに関する規定により、契約者に提示されるものとします。

- 2.本規約に定める事項は各約款によります。
- ①ナイティブーム

- (1)両社は、契約者が本規約での取引に合意のうえ両社所定の方法により申込みを行ったとき、本サービスの契約申込みを受け付けます。
- (2)両社は本サービスの契約申込みを受け付けた順序に従って審査を行い、申込みを承諾します。
- (3)両社が契約申込みを承諾したときをもって、契約締結とします。
- (4)両社は(2)の定めにかかわらず、以下の項目に該当する場合、本サービスの申込みを承諾

- する等の法律等の一部を改正する法律(平成28年11月28日法律第85号)第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則(平成24年8月22日法律第68号)第5条第2項の適用を受ける。2019年9月30日以前から需給契約が継続し、2019年10月1日から2019年10月31日まで(の間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金(2019年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が2019年11月1日以降である料金)については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等によって適用される料金率および基準単価については、次のとおりといたします。
- (1)10(契約種別)については、10(契約種別)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 従量電灯A

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	331円23銭
電力量料金	15キロワット時をこえ 120キロワット時まで	20円40銭
	120キロワット時をこえ 300キロワット時まで	26円96銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円04銭

ロ エネトピアグループ電気サービス契約II

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	223円23銭
電力量料金	15キロワット時をこえ 120キロワット時まで	20円40銭
	120キロワット時をこえ 300キロワット時まで	26円96銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円04銭

ハ エネトピアグループ電気サービス契約III  
(イ)電力量料金

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	253円31銭
1キロワット時につき		25円31銭

(ロ)最低月額料金

1契約につき	1,620円00銭
--------	-----------

ニ エネトピアグループ電気サービス契約IV  
(イ)電力量料金  
(1)デイタイム

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	40円21銭	36円53銭

(2)ナイトタイム  
1キロワット時につき 17円87銭 |

(3)ホリデータイム  
1キロワット時につき 17円87銭 |

(ロ)最低月額料金

1契約につき	1,620円00銭
--------	-----------

ホ エネトピアグループ電気サービス契約V  
(イ)基本料金

1契約につき最初の10キロワットまで 上記をこえる1キロワットにつき	1,620円00銭 399円60銭
---------------------------------------	----------------------

(ロ)電力量料金  
(1)デイタイム

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	32円08銭	30円06銭

(2)ナイトタイム  
1キロワット時につき 14円60銭 |

(3)ホリデータイム  
1キロワット時につき 14円60銭 |

- (2)電気サービス約款別表2(燃料費調整)の基準単価については、電気サービス約款別表2(燃料費調整)(2)にかかわらず、電気サービス約款別表2の基準単価といたします。